

◆費用の負担

ご利用者のサービス利用料金は、介護報酬として告示された施設介護サービス費と居住費及び食事の合計額をお支払いいただきます。

なお、食費の内訳は、朝食282円、昼食555円、夕食555円です。食べられた食数分をご負担いただきます。

1日あたりの施設介護サービス費と自己負担額は、次のとおりです。(※1割負担の場合の金額です)

※一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割になります。

<介護予防短期入所生活介護>

区 分		要支援1	要支援2
多 床 室	1.施設介護サービス費	5,350円	6,606円
	2.介護保険からの給付	4,815円	5,945円
	3.自己負担(1-2)	535円	661円
個 室	1.施設介護サービス費	5,350円	6,606円
	2.介護保険からの給付	4,815円	5,945円
	3.自己負担(1-2)	535円	661円
4.滞在に関わる負担額 (減免対象者は収入により変わります)			
多 床 室	標準負担額	855円	個 室
	第1段階	0円	
	第2段階	370円	
	第3段階	370円	
		標準負担額	1,171円
		第1段階	320円
		第2段階	420円
		第3段階	820円
5.食事に関わる負担額 (減免対象者は収入により変わります)		標準負担額	1,392円
		第1段階	300円
		第2段階	390円
		第3段階	650円
6.各種加算		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	19円/日

※お支払額は、1ヶ月まとめて算定しますので、上表と異なることがあります。

※市町村民税非課税世帯の方等は居住費・食費について、一定の減額(補足給付)がされます。

※施設介護サービス費には、サービス提供体制加算が含まれています。

※1か月あたりの利用料合計額に別途「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」が加わります。

【月に利用した総単位数×5.9%×10.83円-介護保険給付額】

※1か月あたりの利用料合計額に別途「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」が加わります。

【月に利用した総単位数×2.7%×10.83円-介護保険給付額】

7.その他(個別加算)	若年性認知症利用者受入加算	129円/日
	送迎加算	199円/回

※その他加算につきましては、該当された方のみご負担いただきます。

<短期入所生活介護>

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多 床 室	1.施設介護サービス費	7,840円	8,653円	9,497円	10,310円	11,111円
	2.介護保険からの給付	7,056円	7,787円	8,547円	9,279円	9,999円
	3.自己負担(1-2)	784円	866円	950円	1,031円	1,112円
個 室	1.施設介護サービス費	7,840円	8,653円	9,497円	10,310円	11,111円
	2.介護保険からの給付	7,056円	7,787円	8,547円	9,279円	9,999円
	3.自己負担(1-2)	784円	866円	950円	1,031円	1,112円
4.滞在に関わる負担額 (減免対象者は収入により変わります)						
多 床 室	標準負担額	855円		個 室	標準負担額 1,171円	
	第1段階	0円			第1段階	320円
	第2段階	370円			第2段階	420円
	第3段階	370円			第3段階	820円
5.食事に関わる負担額 (減免対象者は収入により変わります)						
		標準負担額	1,392円			
		第1段階	300円			
		第2段階	390円			
		第3段階	650円			
6.各種加算						
		看護体制加算(Ⅲ)			13円/日	
		看護体制加算(Ⅳ)			25円/日	
		夜勤職員配置加算(Ⅲ)			16円/日	
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ			19円/日	

※お支払額は、1ヶ月まとめて算定しますので、上表と異なることがあります。

※市町村民税非課税世帯の方等は居住費・食費について、一定の減額(補足給付)がされます。

※施設介護サービス費には、上記各種加算が含まれています。

※1か月あたりの利用料合計額に別途「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」が加わります。

【月に利用した総単位数×5.9%×10.83円-介護保険給付額】

※1か月あたりの利用料合計額に別途「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」が加わります。

【月に利用した総単位数×2.7%×10.83円-介護保険給付額】

7.その他(個別加算)	若年性認知症利用者受入加算	129円/日
	医療連携強化加算	62円/日
	緊急短期入所受入加算	97円/日
	送迎加算	199円/回
	長期利用者の基本報酬減算	-32円/回

※その他加算につきましては、該当された方のみご負担いただきます。

◆その他の費用負担として

区 分	利 用 料
日常生活費	・石鹸、歯ブラシ等日常生活用品の購入代金として、1日100円をご負担いただきます。
日常生活に要する費用でご利用者に負担していただくことが適当であるもの	・喫茶利用代金 1回 100円
	・売店(お菓子) 実費
	・レクリエーション、クラブ活動 通常の行事やクラブ活動以外で実費をいただく場合があります。
テレビ使用料	・1日 50円

